二〇〇円」を「八二、〇〇〇円」に、「二四、六〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に改め、同表航空機に対する消毒の項中「二九、九〇〇円」を「三〇、五〇〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に改め、同表貨物に対する消毒の項中「一一、五〇〇円」を「一一、九〇〇円」に改め、同表船舶の全部に対するねずみ族の駆除の項中「二一三、一〇〇円」を「二一五、五〇〇円」に、「二九〇、七〇〇円」を「二九三、七〇〇円」に、「七五、〇〇〇円」を「七六、三〇〇円」に改め、同表航空機に対するねずみ族の駆除の項中「七〇、六〇〇円」を「七一、八〇〇円」に、「二七、六〇〇円」を「二七、九〇〇円」に改め、同表船舶の全部に対する虫類の駆除の項中「三六、一〇〇円」を「三六、六〇〇円」に、「六六、八〇〇円」を「六七、四〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に改め、同表航空機に対する虫類の駆除の項中「二六、八〇〇円」を「二七、四〇〇円」に改め、同表貨物に対する虫類の駆除の項中「一一、五〇〇円」を「一一、九〇〇円」に改め、同表予防接種の項中「一一、六〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改める。

別表第二の二病原体の有無に関する検査の項を次のように改める。

病原体の有無に関する検査	急性灰白髄炎	一件につき　二、五〇〇円
	細菌性赤痢	一件につき　三、三〇〇円
	ジフテリア	一件につき　三、九〇〇円
	腸チフス	一件につき　三、三〇〇円
	パラチフス	一件につき　三、三〇〇円
	腸管出血性大腸菌感染症	一件につき　三、三〇〇円
	アメーバ赤痢	一件につき　一、九〇〇円
	ウエストナイル熱	一件につき　二、五〇〇円
	Ａ型肝炎	一件につき　三、二〇〇円
	黄熱	一件につき　二、五〇〇円
	後天性免疫不全症候群	一件につき　二、九〇〇円
	ジアルジア症	一件につき　一、九〇〇円
	腎症候性出血熱	一件につき　二、五〇〇円
	日本脳炎	一件につき　二、五〇〇円
	破傷風	一件につき　三、九〇〇円
	ハンタウイルス肺症候群	一件につき　二、五〇〇円
	麻しん	一件につき　二、五〇〇円

別表第二の二予防接種の項中「一六、五〇〇円」を「一六、八〇〇円」に改める。

（あへんの売渡価格を定める政令の一部改正）

第二条　あへんの売渡価格を定める政令（昭和二十九年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

「二十万八千二百円」を「二十一万二千円」に改める。

（覚せい剤取締法施行令の一部改正）

第三条　覚せい剤取締法施行令（昭和四十八年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一万三千六百円」を「一万三千八百円」に改める。

附　則

この政令は、令和元年十月一日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

政令第百十八号

未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令

内閣は、未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第十六条第一項並びに戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十八条第二項及び第十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（未帰還者留守家族等援護法施行令の一部改正）

第一条　未帰還者留守家族等援護法施行令（昭和二十八年政令第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二十万六千円」を「二十万九千円」に改める。

（戦傷病者特別援護法施行令の一部改正）

第二条　戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の四中「三万三百円」を「三万七百円」に改める。

第八条の五中「二十万六千円」を「二十万九千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和元年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和元年九月三十日以前の死亡に係る未帰還者留守家族等援護法による葬祭料及び戦傷病者特別援護法による葬祭費の額並びに同月以前の月分の同法による療養手当の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉